

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です



動物の正しい飼い方を普及・啓発し、動物による危害や被害を未然に防止するため、6月1日から30日まで県下一斉に「動物の正しい飼い方推進月間」が実施されます。

動物を飼っている方は、次の事項を守りましょう。

○捨て犬・捨て猫の禁止

捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは、家族の一員として終生飼うようにし、決して捨ててはいけません。動物をみだりに捨てること、「動物の愛護および管理に関する法律」により罰せられます。

○避妊・去勢のすすめ

犬や猫を飼っている方で、繁殖を希望しない方は、不幸な命が生み出されないよう、避妊・去勢手術を受けることをおすすめします。

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です



○犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは、農作物の被害や事故の原因となります。

犬の放し飼いは絶対にしないでください。

○犬の散歩はエチケットを守りましょう

散歩時の排泄物は飼い主の責任で始末してください。また、散歩時は引き綱をつけて、犬の急な動きを制御できる人が連れて行きましょう。

○しつけの実施

他人に迷惑をかけることのないよう、飼い主の方は、必ずしつけをしましょう。

○犬の登録と狂犬病予防注射は必ず受けましょう

犬の登録をしていない方は、平成24年度の狂犬病予防注射を受けていない方は、速やかに行ってください。

○危険な動物の飼育許可

毒へびやワニなど、人に危害を加える恐れのある危険な動物を飼う場合は、県知事の許可が必要です。※やむを得ない理由により、どうしても飼えなくなった犬・猫の引き取りについては、千葉県動物愛護センター(☎0476-9315711)にご相談ください。詳しくは、市役所環境課☎443-1406へ。

ペット用の防災用品も用意しましょう

地震や火災、水害などの災害時に、ペットでのトラブルが起きないように、飼い主の方は、日ごろからペットのしつけに努めるとともに、避難用のケージやキャリアケース、ペットフード、ペット用衛生用品、連絡先を明記した迷子札など、ペット用の防災用品を用意しておきましょう。

詳しくは、市役所環境課☎443-1406へ。

犬のしつけ方教室

とき 毎月第3火曜日

午後1時30分～4時30分

ところ 千葉県動物愛護センター1

内容

・講義
教室開催の目的、関係法令、適正な飼養・健康管理

理、犬の本能や習性

・実技
モデル犬による実演および演習

○次の条件に該当する飼い犬は、同伴も可能です。
・参加条件
・畜犬登録されている犬で、当該年度の狂犬病予防注射

参加される飼い主の方が制御できる犬であること
・申し込みなど詳しくは、千葉県動物愛護センター☎0476-9315711へ。

きれいなまちをつくるためご協力ください

市では平成10年に「八街市さわやかな環境づくり条例」を制定し、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て行為の禁止が条例により定められました。

違反した場合は、2万円以下の罰金に処せられます。また、歩きながらの喫煙は危険ですので、自粛していただきますようご協力をお願いいたします。

マナーやルールを守りきれいなまちづくりを進めましょう。
詳しくは、市役所環境課☎443-1406へ。

特定疾患医療受給者票更新手続き

印旛保健所では次の日程で更新手続きを実施しています。必要書類をそろえて期間内に忘れずに手続きしましょう。ご不明な点は保健所にお問合せください。

とき	更新日
6月4日、5日、6日、13日、15日、18日、19日、21日、27日、29日	7月2日、5日、6日、11日、17日、19日、25日、30日
27日、31日	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分
ところ	印旛健康福祉センター 詳しくは、印旛健康福祉センター健康生活支援課☎483-1135へ。